

福祉課
☎69-3335

五月は 児童福祉月間です。

「見つけよう
みんながもってる いいところ」

期 間 五月一日～五月三十一日

○子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会全体で願うことを目的に様々な事業や行事を全国的に行います。



特別巡回児童相談会のお知らせ

と き 六月二十日（水）

午前十時～午後三時

ところ 希望者の地域により決定します
相談内容 しつけ、発達上の問題、不登校等
児童の育成に関するあらゆる相談

福山こども家庭センターの職員が個別に相談に応じます。相談を希望される方は、五月三十一日（木）までに役場福祉課へお申し込みください。

お問い合わせ

役場福祉課厚生係 ☎八九一三三三五

障害福祉計画を 作成しました

町では、平成十九年三月に障害福祉計画を策定しました。

この障害福祉計画は、障害者手帳をお持ちの六十五歳以下の方にアンケート調査を実施し、それを基に福祉サービス量・サービスの希望・心配事などを整理し、今後の町の方針などを踏まえて作成しました。

なお、多くの方にアンケートの回答していただきありがとうございます。

特別慰労品の 贈呈事業のご案内

平和祈念事業特別基金では、恩給資格者、戦後強制抑留者及び引揚者の方々（本人）に特別慰労品を贈呈します。
請求用紙は、本庁福祉課と各支所町民課に置いてあります。

国民健康保険の被 保険者で七十歳未 満の方が入院した ときの高額療養費 の支給方法がかわ ります

これまで医療費の自己負担額が高額になったとき、定められた自己負担限度額を超えた額が申請により高額療養費として支給されていましたが、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払が自己負担限度額までとなります。

適用となるのは七十歳未満の方が入院したときの医療費です。入院することになったときは役場の国民健康保険担当窓口で申請してください。この限度額適用認定証は国民健康保険税の滞納がない場合に限り交付されます。尚、詳しくは、役場福祉課へお問い合わせください。

身体障害者相談員と 知的障害者相談員の紹介

身体障害者相談員及び知的障害者相談員とは、心身に障害のある人々のいろいろな相談に応じ、関係機関に連絡をとり、障害のある方の社会生活に必要な援助を行います。

相談員は町の推薦を受けて、県知事が任命しています。

障害者（保護者）の方で、心配ごと・悩みごと・福祉サービスなどについて気軽に最寄りの相談員に声を掛けてください。

任期は 平成十九年四月一日～平成二十年三月三十一日 一年間です。

知的 障害者 相談員	身体障害者相談員				職 名
	馬屋原 徳二	笹部 博幸	上川 内 豪	岡崎 孝敏	田原 芳子
町内全域	町内全域				担当区

住民課
☎89-3334

広島県福山 地域事務所 税務局から のお知らせ

自動車をお持ちの皆さん、平成十九年度の自動車税の納期限は、五月三十日（木）です。

納期限までに最寄りの金融機関・郵便局・納税通知書記載のコンビニエンスストア又は地域事務所税務局の窓口で納税してください。

自動車税についてのお問い合わせは福山地域事務所税務局
☎（〇八四）九二一三三三

国からの税源移譲によって あなたの住民税が変わります。

住民税はどう変わるの？

▼本年度の住民税所得割の税率が10%に統一されました。

最低税率が5%→10%に引き上げられたことに伴い、多くの方は住民税が増えます。

住民税だけ変わるの？

▼平成十九年分の所得税の税率構造も見直されました。

今年の一月から最低税率が10%→5%に引き下げられたことに伴い、多くの方は所得税が減ります。

税負担はどうなるの？

▼実際の負担額には、定率減税が廃止されるなどの影響があり負担増となる方もいます。

住民税

平成十八年

平成十八年六月分からの税額の七五%相当額を減額（二万円を限度）

平成十九年

平成十九年六月分から定率減税廃止

所得税

平成十八年一月分から税額の10%

相当額を減額（十二万五千円を限度）

平成十九年

平成十九年一月分から定率減税廃止

定率減税の廃止を踏まえた実際の負担額

（主アルケース）

夫婦＋子ども二人・給与収入五〇〇万円の場合（年額）

平成十八年

住民税……七六、〇〇〇円

定率減税分……▲五、七〇〇円

所得税……二九、〇〇〇円

定率減税分……▲二、九〇〇円

合計……一七七、四〇〇円

平成十九年

住民税……一三五、五〇〇円

所得税……五九、五〇〇円

合計……一九五、〇〇〇円

※モデルケースは、子どもものうち一人が特定扶養親族で、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

企画課
☎89-3332

第二十四回 商業統計調査が 行われます

一、調査の目的と役割

商業統計調査は、我が国の卸売業、小売業を営む全ての事業所（店舗）の販売活動の実態や分布状況及び商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした、我が国商業の国勢調査ともいえる重要な統計調査です。

二、調査の対象

我が国のすべての商業事業所を対象としています。

三、調査することから

商業統計調査では、従業者数、年間商品販売額、商品手持額などの事業所の商業活動に関する事項を調査します。

四、調査の方法

調査員が担当地域の事業所を訪問し、商業調査票等を配布して、六月一日現在の活動状況を記入していただくよう依頼します。後日、再度各事業所を訪問して記入済みの調査票を収集します。

商業統計調査は、商業を営む方にとって将来の経営方針を立てる上での貴重な参考資料として幅広く利用されており、ご協力をよろしくお願い致します。